

ドイツ社会民主党史研究

西 尾 孝 明

History of the German Social  
Democracy

Takaaki Nishio

はじめに

昭和56年度における私のドイツ社会民主党史研究は、第二帝政期（1871—1918年）のそれに限られたが、とりわけ1878年10月の社会主義者鎮圧法の制定過程におけるドイツ社会民主党の対応を分析することに、集中的に向けられた。

その研究成果は、昭和57年6月刊行の田口富久治・田中浩・西尾孝明共編『現代民主主義の諸問題』（御茶の水書房）に所収の論文「社会主義者鎮圧法の制定過程」に、私の名前で発表しているので、詳細はこの論文に譲ることにして、本稿ではこの論文の要点を可能な限り要約しておくことにしよう。

1. 研究史的な視角から見た私のアプローチ

在来の研究史から見ると、わが国では社会主義者鎮圧法の制定過程に関する研究はほとんど行われていないが、ドイツでは戦前からかなりの文献が出されており、この法律の制定が、関税政策の転換を求めたドイツの保守勢力とブルジョワ勢力の一部と、社会主義勢力の絶滅を期したビスマルクとの間で行われた取引の結果であったことは、かなり周知の事実となっていると言って良からう。

いま年表をくってみると、ビスマルクが従来の自由貿易政策から保護関税政策への転換の意志を決めたのは、社会主義者鎮圧法の採択の行われた時点より遡ること半年前である。

社会主義者鎮圧法は、新しく導入されたユンカーと大企業との「大収奪政策」、つまり「穀物関税と鉄関税の形態での収奪」のための前提であったと、東独の史家E・エンゲルペルクは1965年に述べている。まさしく彼が述べているように、帝国議会に程なく提案された43主要品目にわたる関税定率法案は、鉄鋼・木材・穀物・家

畜などに対する保護関税と、コーヒー・茶・ワインなどに対する財政関税とを、その内容としていた。前者が、国内で、生産される品目の輸入を抑制して、資本家、ユンカーの利益増大に資するとすれば、後者は、ドイツ国内で当時品薄であった商品に課税して、国内価格をつり上げ、支配階級のために国家財政をうるおそうとした点にねらいがあった。

この関税定率法案が、帝国議会の本会議と委員会とで審議されたのは、社会主義者鎮圧法が制定されてから数カ月後の1879年5～9月である。

社会主義者鎮圧法の制定と保護関税制度の採用とが、同じ時期に、しかも相前後して行われたことは、両者間の密接な関連性をうかがわせるが、両者の関係が、決して「偶然ではなく、内的な必然性をもっていった」ことは、前記のように、ドイツでは古くから指摘されており、例えば1898年に Darmstadt で刊行された G. v. Schulze-Gavernitz, Verhandlungen des nationalsozialen Vereins は、既にこのことを立証している。最近西ドイツから出された研究書 L. Machtan/D. Milles, Die Klassensymbiose von Junkertum und Bourgeoisie, Zum Verhältnis von gesellschaftlicher und politischer Herrschaft in Preussen-Deutschland 1850—1878/79, Ullstein Materialien 1980 が、このような見方を引き継いでいることは、その流れをくむものと言うことができよう。

私は、この二つの事件の間の密接な関係を、現在西ベルリンの芸術歴史文書館に収められている一枚の諷刺画に付けられた西独の有名なコラムニスト、S・ハフナーの説明書きを引用して、挿話風に紹介しながら、最近にいたるまでの西ドイツ史学界の見解を踏襲し、社会主義者鎮圧法の採択は、関税政策の転換を求めたドイツ保守勢力とブルジョワ勢力の一部が社会主義勢力の絶滅を期したビスマルクとの間で行った取引きの結果であったと推論する。

そして、このような推論の上に立つとき、興味深いのは、社会主義者鎮圧法の制定にいたるまでの歴史過程のダイナミズムであると、私は考えている。

私は、既に別の機会に、社会主義者鎮圧法の制定のための引金となった2回の皇帝狙撃事件、すなわち1878年5月のヘーデル事件と6月のノビリング事件から同年7月末のいわゆる「暗殺選挙」に到るまでの前史の部分を纏める作業を行った。短い期間であるにも拘らず、私の

見解では、この歴史過程のダイナミズムは極めて興味深い。すなわち、この期間に惹起した様々な事件は、数カ月後には、社会主義者鎮圧法案のがむしゃらな通過のための伏線として、フルに利用された。前の時期に奏効しなかった企ても、数カ月後には、あくどく利用し尽されたと言ってよい。すなわち、ビスマルクの側から見れば、5月24日の帝国議会第2読会における第1次社会主義者鎮圧法案の否決という事態は、決して最終的な敗北でも挫折でもなかった。この事態によって苦境に立たされたかに見えた政府は、折あたかも1週間後の6月2日ノビリング事件がおこるや、待っていたかのように帝国議会を解散し(6月11日)、7月末の「暗殺選挙」では、第1次法案に反対した野党勢力に大打撃を与えた。5月24日の勝者は、この選挙で手荒な報復をうけ、やがて招集される新議会では、一層巧妙となった政府を前にして四分五裂となったばかりか、より精密周到となった第2次社会主義者法案を、やがて呑まされる破目となるのである\*。

## 2. 第2次法案の作成過程

最初に、後にドイツ帝国議会で採択される社会主義者鎮圧法第2次法案の作成準備過程を、ふり返って見よう。

### i. 起草作業

第2次法案の起草過程にとりわけ顕著な特徴は、第1次法案のときのそれと対比して、かなり周到な配慮がなされたということである。第1次法案が5月24日の帝国議会で葬り去られた後であるだけに、そのことは当然であるにしても、第2次法案作成過程における政府の慎重さは、一つの特徴であると言ってよい。

第2次法案の起草作成過程に見られる第2の特徴は、後世の類似の治安立法やわが国の治安維持法の場合と対比して見るとき、かなり牧歌的かつ緩慢なものであり、それがドイツ国内の一部に見られた自由主義的な世論の反発に基づくものであったという事実である。

この点に関しては、他ならぬビスマルクの閣僚、とりわけフリーデンタール農相、ファルク文相、ホブレヒト蔵相の自由主義3閣僚による閣議での抵抗が、法案をより反動的なものにしようとするビスマルクの意志を牽制したことを、見落とすことはできない。このことは、当時のドイツに自由主義的な信条がかなりの広がりを見せていたことを物語るが、ともあれ、そのような風潮の下でこの法案が作成されたことは、看過するべきではなからう。

以上の前提をおいた上で、本稿では、最初に第2次法

\* この辺の歴史過程については、前記の私の共編書のほか、拙稿「社会主義者鎮圧法の制定に向けて」(『法学新報』第87巻第3・4号、昭和55年7月)を参照されたい。

案の作成準備過程にふれておきたい。

1878年5月の第1回皇帝暗殺未遂事件（いわゆるヘーデル事件）の後、枢密顧問官L・ブーハーによって早急に起草された第1次法案は、技術的にも法学的にも、不備な点が多かったので、関係者たちはその後第2次法案の作成作業を慎重に進めていた。

すなわち、第2回目のノビリング事件から2週間後の6月17日には、プロイセン法務省は既に第2次法案の作成を完了していたと言われるが、未だ選挙戦のさ中から、プロイセン閣僚とりわけ内相オイレンブルク伯と法相 G. A. W. レオンハルトとが、職掌柄特にこの法案作成に熱心であった。内相オイレンブルクは、東プロイセンの出身、邦知事上りの法律家で当時47歳、81年までビスマルクの下で内相を勤めるが、このときはベテラン法相レオンハルトと共に、法案作成の準備に当たった。帝国の建設以来、刑法典や裁判所法、訴訟法などの起草を次々と手がけて来た法相の協力は、年少のオイレンブルクにとって力であったに相違ない。

ともあれ、法案を選挙戦中に起草し終えた両相は、6月30日、起草案をビスマルクの許に提出している。

以上の経過を見ても分かるように、5月の第1次法案の時と比較すると、今回の第2次法案の作成は、かなり周到であり、慎重であったと言えよう。

草々のうちに起草された第1次法案が、あえなく葬られてしまった直後であるだけに、それは当然でもあったろうが、周到さは、単に法案起草過程に見られたばかりでなく、閣議での法案審議過程でも見られた。法案成立にかけたビスマルクの執拗で剛愎不羈な意志を、われわれは今日この歴史過程の悪魔的な伏線として読みとることができる。政府内での討議がいかに行われたかを、次に7月15日の閣議を素材に、ふり返って見よう。

## ii. 法案準備のための閣議

法案が、閣議で討議決定されたのは、選挙戦さ中の7月15日である。この1日の閣議によって、政府案は決定をみた。

この閣議は、ビスマルクの出席なしに行われたが、その際に修正意見を述べて問題点を指摘したのは、主として農相K・R・フリーデンタール、文相P・L・A・ファルク、蔵相A・H・L・J・ホブレヒトの3閣僚であった。

すなわち、内相オイレンブルクがこの日の閣議に法案を提出すると、農相フリーデンタールが先ず発言を求め、第1条第1項の規定から問題があると指摘して、修正案を提出した。農相によれば、同項は「現存の国家および社会秩序の転覆をめざす社会主義活動に寄与する結社は禁止する」という一義的で厳密な規定にすべき

であるとされた。法案の中に曖昧で不確かな多くの「弾力規定」Kautschekbestimmungen を入れておくことには反対で、犯罪構成要件と人権保障規定とを明記しておくべきだと言うのが、フリーデンタール農相がファルク文相と共に主張した法理であった。

またフリーデンタールは、第6条の定期刊行物の続刊禁止措置に関しても異論を述べ、印刷物の個々の号巻の発刊禁止を繰り返してもきかない場合にのみ、初めて続刊禁止措置は行うべきだと主張したほか、原案第9条の集会禁止規定に関しても意見を述べ、法案は禁止措置を警察の自由裁量行為に委ねているが、この措置は「事実が現に行われたとき」に限り認められるべきであると、強く主張した。彼は自由主義法学者としての立場を厳格に貫いて、閣議で強硬にその法理を主張した。

また、同じ自由主義者のファルク文相は、1872年以来文相として文化闘争とかかわって来た苦い経験や法律家としての見識を生かして、特に帝国内局 Reichsamt を擁護し、原案第20条の追放規定に反対して、慎重に考慮することを求めた。もっとも、戒厳令規定を設けること自身に関しては、彼にも異論はなかったと言われるから、その辺が彼の限界でもあったろうか。法案には、以上の他に、3カ年という法律の期限が明記されていたが、この期限はホブレヒト蔵相の提案で削除された。3年という短い期間では、「社会主義を効果的に規制するという法の目的を達成するには不十分であり」、かつまた、そのような期限をつけるならば、却って例外法制定の無用性を国民に印象づけるだけだというのが、その論拠であった。

以上の論議を追ってみると、自由主義者の3閣僚は、自由主義の法理を、この閣議でそれなりに貫こうとしたと言ってよい。とりわけ、自由保守党（ドイツ帝国の領土内ではドイツ帝国党と呼ばれていた）創立者の一人であり、翌年、保護関税政策の導入をはからんとしたビスマルクと衝突して、農相の地位を追われることとなるフリーデンタールは、法律家としての節を貫こうとして、積極的に閣議で慎重論を披瀝した。彼は、既に5月中旬、第1次法案を同じ閣議で審議した折に、当時別荘に静養中のビスマルクの許にわざわざ出向いてまで、法案撤回を諫言し続けた前歴をもつが、このときもまた強力な慎重論者で、やはり第1次法案決定のときに反対論を唱えたファルク文相やホブレヒト蔵相とともに、積極的な慎重論の論陣を張った。

これらの自由主義3閣僚は、当時の閣内における反主流派であった。フリーデンタールばかりか、ファルク文相とホブレヒト蔵相が共に罷免されるのは翌年6月であるが、その遠因となったのは、このとき以来の閣内両派

の対立であったと言われている。

ともあれ、閣議におけるこれらの反対論者の論陣を今日辿ってみると、既に述べたように、当時におけるドイツ自由主義者の存在が、決して無視できなかつたばかりでなく、社会主義者鎮圧法の制定過程に特徴的な第2の要因として浮び上がってくるのを、われわれは看取することができよう。社会主義者鎮圧法が、後世の類似立法や日本の治安維持法と比較して、マイルドで牧歌的な性格を持ち得た事情の背景には、ドイツ自由主義者の抵抗が当時かなり強かつたという事実があったことを、見落すべきではない。

さて、前記の自由主義的な意見に対して閣議で激しく対立したのは、オイレンブルク内相と当時55歳の商相A・V・マイバッハとであった。

若い内相オイレンブルクは、自由主義者の意見が法律の効果を減殺することを怖れた。それゆえ、彼はこれらの修正意見を激しく攻撃したばかりか、社会民主党の中央機関紙は即刻取締るべきだと主張した。同年3月ビスマルクの意に反したため罷免された前任者F・オイレンブルクを叔父にもつ彼は、ビスマルクから法案作成を命ぜられるに及んで、大いに張り切っている。ビスマルクの巧妙な起用策のせいだろうか。ともあれ、5月のとき慎重論者であったレオンハルト法相と、第1次法案に内心では反対であったとさえ言われたオイレンブルク内相が、共に今回は法案作成責任者に任ぜられており、その故に、今回は慎重論をぶつどころか、逆に法案推進積極論者になっていたことが、2カ月間における注目すべき変化であった。

この閣議で、オイレンブルク法相は、概念規定が原案ではやや狭すぎるので、条文中の「社会民主主義者」の語句は「社会主義者」に改め、第2インター支持者やアナキストやニヒリストなどをも包含すべきだと主張した。原案作成責任者は、原案よりも厳しい意見を閣議で表明したのである。一方、マイバッハ商相は、第16条の結社集会取締り規定を、1849年制定のプロイセン条例の線にまで戻そうとし、罰則規定をおくべきだと主張した。

率直に見て、7月15日の閣議での各大臣の意見は、相互にかなり食い違っていた。例えば、オイレンブルク内相とマイバッハ商相とは、法案の中に「弾力規定」を入れて、取締り当局の恣意的な運用の余地を残そうとしたのに対して、ファルク文相、フリーデントール農相などの自由主義法学者たちは、法案の中に人権保障規定を明記し、犯罪構成要件を法文の中に一義的に明記しておくべきことを主張した。

総じて言えば、閣僚の中では前記のフリーデントー

ル、ファルク、ホブレヒトの3閣僚が最も熱心に修正意見を述べたが、彼らは少数派であつたにすぎなかつた。オイレンブルクの率いる多数派では、とりわけ若い商相マイバッハが特に熱心にビスマルクの意を体して活躍し、閣僚中で唯一人ビスマルクの称賛をかちえたと言われている。

前記のように、ビスマルクはこの閣議に出席しなかつた。内相オイレンブルクや多数派の閣僚に閣議は委せて、彼はベルリン会議(6月13日—7月13日)の疲れを癒すためか、当日は引き籠っていたようである。尤も彼が閣議に出ることは稀であつたが。

ともあれ、政府案の最終的な詰めは、この閣議での僅か1日の審議で終了し、翌16日、法案は政府事務当局に戻されている。

### 3. 連邦参議院での審議

7月15日の閣議の後、約1カ月間に、閣議で出たすべての修正意見を政府案に盛り込む作業が、政府では行われた。

この間、俗に「暗殺選挙」と呼ばれた帝国議会選挙が7月30日に施行され、ビスマルクの与党である帝国(自由保守)党 Reichs Partei とドイツ保守党 Dt. Konservative Partei とが、ともに19議席を増すという大躍進をとげたのに対し、国民自由党 Nationalliberale Partei、ドイツ進歩党 Dt. Fortschrittspartei などのブルジョワ諸党や、社会主義労働者党 Sozialistische Arbeiterpartei が惨敗する結果となつたことは、周知のとおりである。

第1表 1878年7月30日帝国議会選挙結果  
(投票率: 63.1%)

政 党 名	議 席 数	得 票 率	増 減
保 守 党	59	13.0	+ 19
帝 国 党	57	13.6	+ 19
国 民 自 由 党	99	23.1	- 29
自 由 派	10	2.7	- 3
ド イ ツ 進 歩 党	26	6.7	- 9
ド イ ツ 国 民 党	3	1.1	- 1
中 央 党	94	23.1	+ 1
ヴ ェ ル フ 党	10	1.7	+ 6
社会主義労働者党	9	7.6	- 3
ポ ー ラ ン ド 派	14	3.6	0
デ ン マ ー ク 派	1	0.3	0
エルザス・ロート リンゲン派	15	3.1	0
そ の 他	—	0.3	0
計	397	100	0

出典: G. A. Ritter (hrsg.) *Das deutsche Kaiserreich 1871—1914*, Göttingen 1975, S. 366 ff.

露骨な選挙干渉の結果、ビスマルクは圧倒的な勝利を得たのである（第1表参照）。

そして、連邦参議院に、今や24カ条（当初案は20カ条）にふくらんでいた社会主義者鎮圧法案が始めて提出されたのは、「暗殺選挙」の激しい選挙戦が終ってから2週間後の8月13日である。

8月13日夜、法案は連邦参議院に送付されたが、翌14日、内相オイレンブルクはこの原案を官報『プロビンツィアル・コレスポンデント』紙上に公表してしまった。

オイレンブルクのこの迅速な行動は、原案になお不満をもつ人々が法案を更に厳しくする可能性を封ずる結果となった。当時キッセンゲンにいたビスマルクは、内相のこの行為を厳しく叱責したが、もはや事態は後の祭りであった。このような事態の動きに対して、ビスマルクは極めて不気嫌であったと伝えられている。8月15日付の官房長官ティーデマン宛ての手紙の中で、ビスマルクは法案を厳しくすることが失敗したことに対する遺憾の意を表明し、彼の構想では、法案がなお不備であると述べている。この法案に対する彼の不満は数カ所あったが、とりわけ法案全体が社会主義者を取締るにはまだ生ぬるく、官吏が社会主義活動に関与した場合、懲戒免職にする条項を追加すべきこと、社会主義者に被選挙権と帝国議会議員としての特権を与えている選挙法を改正すべきことなどを、ビスマルクはこの手紙の中で書き送っている。この手紙は、権力者の彼にとってすら、すべては決して十二分に満足できる方向に進んでいなかったことを物語って余りあるが、ともあれ、そのような小さな齟齬があったにも拘らず、連邦参議院の審議は、ほぼ着実に進められたと言ってよからう。

すなわち、政府案の審議を付託された連邦参議院法務委員会では、15日以降、2回の読会をひらいて、法案審議を行っている。そして、この委員会では、とりわけ南独諸邦から、法案の極度に集権主義的な規定が各邦への内政干渉を招く恐れのあることが指摘され、バイエルン、ザクセン、ヴェルテンブルク、ブラウンシュヴァイクの諸邦がこれに同調したため、地方警察当局の権限を強化するための多少の修正が行われた。そして、法務委員会の第2読会が終了した23日から4日目の8月27日、

連邦参議院全議員総会は、法務委員会から提出された修正案を承認している。この総会では、ヘッセンとロイス・エルテレ・リニーの2邦国が態度を保留しただけで、修正案が承認されたため、南独諸邦のパティキュラリスムスが一応の「勝利」を得たと、西独の史家バックは指摘している。

第2次法案は、このように連邦参議院を通過したが、法案をより厳格なものにしようとするビスマルクの期待は、ここでも満たされなかった。既に政府の手を離れていた法案は、内務省などの法案作成関係者の初発の意図を越えて、今や一人歩きを始めていた。9月9日、連邦参議院は修正済の第2次社会主義者法案を帝国議会に送付している。

帝国議会が、この法案の審議をするため招集されたのは9月9日であり、実際に法案審議が開始されたのは、1週間後の9月16日であるが、次章でその経過を述べるに先立って、9月9日帝国議会に提出された法案の骨子を、あらかじめ明らかにしておく。

#### 4. 法案の骨子と特徴

正しくは「社会民主主義の公安を害する活動を取締る法律」と呼ばれるこの法律（俗称「社会主義者鎮圧法」*Sozialistengesetz* は、ビスマルクの反動政策を特徴づけるものであるが、その前身である第1次法案（1878年5月）が僅か6条構成の簡単なものであったのに対して、第2次法案（政府案）では、当初案が20条、8月13日連邦参議院に送付のときには24条、また9月9日帝国議会に送付のときには、22条構成となっていた。

それゆえ、法案を具体的な条文との関係で紹介すると、時点により条文の序数に多少の異同があるので、以下の叙述では、帝国議会に提出された政府案を手がかりとして、この法案のねらいと特徴を明らかにすることにしよう。

さて、法案であるが、このときの政府案を見ると、まず第1条に「社会民主主義、社会主義および共産主義などの活動を通じて、現存国家もしくは社会秩序を転覆することを目的とする結社は、禁止する」と述べて、本法の適用が、行為そのものに対してでなく、結社の存在それ自体に向けられていることを、明記している。敢えて弾力条項を入れて法律の適用対象を広くし、厳しい取締りを敢行しようとした前記のオイレンブルク内相やマイバッハ商相の方針は、法文を一義化せよと迫った前記の自由主義3閣僚の意見を容れて、一応「社会民主主義、社会主義および共産主義」と改められたが、その代りに、この条文は特定行為に対してではなく、結社の存在それ自体に向けられる厳しい規定となった\*。

\* 社会主義者を壊滅させようとしてビスマルクが試みた第1の「突進」は、刑法の改正であったが、この試みが1875年春国民自由党のE・ラスカーなどの反対によって潰された後、皇帝暗殺未遂事件がおこると、ビスマルクは政府に命じて社会主義者を弾圧する法案を用意せしめた。彼が当時どれほどエネルギーに社会主義者たちの弾圧を考えていたかについては、「暗殺選挙」中に彼が出させた政府声明「選挙に臨む政府の意図と願い」（1878年6月27日付）が、「政府はこの為要求される社会民主主義者への精神的な取締りが、ひとり当面焦眉の必要性に基づくのみでなく、公の信頼の回復と民生の新しい躍進のための前提条件だと考えるものである」と述べていることから分る。ビスマルクは社会主義者にとってまさしく「不倶戴天の仇」であった。

このように見てくるとき、政府案が先ず第1に社会民主主義者の「組織」に向けられており、彼らの「党」の壊滅をねらっていたことは、ビスマルクの意図が、十二分にはないにしても、政府案の中に生かされた証左だと、見て差支えないだろう。この条文は、法治国家の大原則である法の下での平等に対する明白な侵犯であり、思想信条の自由や結社の自由に対する挑発を志向していた。法治国家の基本原則が今や賭けられていたのである。

ついで第2条は、取締りを行う際の所轄官庁を定めた規定であるが、この時の案では、「禁止措置の権限は地方警察当局に属する。禁止措置は官報によって公示される」となっていて、後に最終的に通過させられた社会主義者鎮圧法の同じ第2条と比較すれば、政府案はかなり簡略であった。

次に第3条は、取締りの証拠にするために「結社の会計ならびに結社の目的のために用いているすべての物件」を押収する権限が、警察にあることを規定した条文であり、また第5条と第6条は、第1条に規定した結社に対して、集会と印刷物発行の禁止を定めた条文で、第5条は「第1条に規定する活動に寄与すると認められる集会は禁止する」とうたい、また第6条は「第1条に規定する活動に寄与する印刷物は禁止する」と規定していた。

さらに第12条から第18条までは、これらの規定に違反した場合の罰則を定めたものであるが、違反者は、それぞれその罪状に応じて、1年以下の懲役ないしは1000マルク以下の罰金を科せられることになっていた。

だが、これらの諸規定にも増して、実際の適用措置の厳しさとその地域的な効果の大きさにおいて、とりわけ注目すべき規定は、第20条（後の第28条）の地域への適用規定であった。この条文には、「第1条第2項に規定した活動により公共の安寧が脅かされている地域または地区に対しては、連邦中央官庁は、そのような措置が既に地方政庁によって施行されていない限り、連邦参議院の承認を得て、1カ年以内の期限で、次の措置を講ずることができる」とし、集会の開催に当っては必ず地方警察当局の許可を要すべきこと（第1項）、路上、広場その他の公共の場所において印刷物を配布してはならないこと（第2項）、「公共の安寧や秩序を危くする恐れのある人物」の地域内における居住を禁止しうること（第3項）、また「武器の所有、携帯、持込み、購入」を禁止もしくは制限しうること（第4項）などを、詳細に規定していた。つまり、地方警察当局には、その後「小戒厳令」と呼びならわされたこの規定を発動すれば、集会や印刷物配布を規制しうるばかりでなく、「公共の安寧と秩序を脅かす恐れのある人物」を追放するこ

とも可能となる筈であった。問題は、個々の地方警察当局にこの法律の適用と取締りの権限が委ねられることが規定されていた点にある。そのため、本条の恣意的な適用が地方警察当局によってなされる可能性があり、社会主義者にとって、本条は極めて苛酷な条文となる恐れがあった。後年F・メーリングが述べているところによれば、鎮圧法時代12年間に本条に基づいて追放された者は約900人（うち500人以上が家族扶養者）におよび、とりわけベルリン、ハンブルク、ライプチヒの3地区で、最も多くの追放者がでたという。

帝国議会で社会主義者鎮圧法が採択されるより数カ月前の7月25日、プロイセン内相オイレンブルクは、各邦国の首相や代表者に、社会主義者の追放条項 *Ausweisungsbestimmungen* を規定することを検討し、それに関する措置を準備するよう要請している。オイレンブルクの各邦首相への手紙は述べている。

「来るべき帝国議会で一つの法案を提出して、それによって社会民主主義、社会主義、もしくは共産主義者の現存国家ないしは社会秩序の転覆をめざす活動に資する結社や集会や印刷物は、禁止する所存であります。法案には、以上の他に、アジ活動や遊説活動などを業とする人物を、地区または地域から追放することができるよう規定するつもりです」。

政府案第20条の規定をみると、プロイセン内相のこのような方針が、この条項の中に結実しかけているのを見てとることができる。ビスマルクの多年の念願が、不十分ながらも、この政府案にはこめられていたのである。

##### 5. 帝国議会で審議過程

9月16日、帝国議会の第1読会で第2次社会主義者鎮圧法案の審議は始められ、法案は9月18日以降、委員会の討議に委ねられた。この法案に対して賛成の態度を明らかにしていたのは、与党であるドイツ帝国党、ドイツ保守党などの勢力であり、また法案反対の態度を打ち出していたのは、中央党と進歩党、それに社会主義労働者党などの議員であった。

ところで問題は、中間派である国民自由党の帰趨であったが、この党の左派であるラスカー派の議員たちが、委員会から第2読会への過程で次第に孤立させられていくことにより、ビスマルクの懐柔政策が次第に力を発揮して行く。10月10日の第3読会での法案の採決は、関税法改革問題で取引きをしたビスマルクと多数派議員たちとの間で行われた妥協の結果であった。社会主義労働者党を始めとして、中央党、進歩党の議員たちが行った法案反対の演説は、この議会の間に次第に孤立させられて

行くが、紙数の関係で、この過程の詳細にふれることは省略する。

## 6. 結びにかえて

—社会主義者鎮圧法の制定の意味するもの—

最後に、これまでの歴史過程をふり振り返りつつ、社会主義者鎮圧法の特徴とその制定の意味とを述べておきたい。

その第1は、政府原案の主要部分が、議会での修正にもかかわらず、ほとんど残されたということである。この意味では、この時期ビスマルクの意志は不死身に近かった。

確かに、帝国議会での審議の結果、政府原案に多少の修正が加えられたが、その本質にかかわるような修正はほとんどなく、最大の修正意見であったラスカー提案、すなわち第1条の「転覆」Untergrabung という語句の代わりに「革命」Umsturz という語句を用いよという提案も——最終的には採用されはしたものの——言ってみれば、この法案の本質が警察当局の裁量行為に依存することを自明だと考える保守勢力の「あわれみの作り笑い」(アウアー)に迎えられたからこそ、もともと受け入れられたのである。そればかりか、ラスカーや彼の指導する国民自由党左派によって、後に法案賛成の交換条件とされた第2の修正提案、すなわち法案の中に「法に基づいて行われる禁止措置に対する最終的な上告審」として予定されていた連邦参議院の代わりに、裁判官と連邦参議院議員とからなる独自の機関、いわゆる帝国委員会 Reichskommission を設置すべきだという意見も、政府、与党にとってみれば、いわば「どうでも良いこと」(アウアー)であった。アウアーによれば、法案に加えられた唯一の重要な緩和修正意見は、第16条の代わりに、後に法文となった第22～24条の規定を採用すべしという意見であったとされるが、それとて、条文を細文化して精密にし、異議申立て機関に関する規定をつけ加えただけと言ってよい。そればかりか、社会主義者鎮圧法時代12年間の永きに亘って問題となった第28条の条文は、委員会案第20条を基礎として、その中の「危険に対して直接」という個所から、「直接」の語句を削っただけであった。委員会案と政府案とは、この条文に関する限り、若干の細かな字句が極く僅かに修正されているだけで、そのほとんどが同一だから、第28条の構想は政府案の作成段階から法案の中に入っていたと言うべきだろう。

このように見てくるとき、閣僚や議会の抵抗があったにもかかわらず、ビスマルクは当初の不屈な意志を貫いたと言ってよいだろう。

この法文について指摘しておきたいことの第2は、前

記のビスマルクの不屈な意図にもかかわらず、後世の類似の法規と比較するならば、未だマイルドなものであったということである。

もちろん、この法律の施行によって訪れることになった以後12年間の苦難の時代に、社会主義者たちは勇敢に戦った。彼らの戦いは、第2インター期における世界社会主義者の生ける模範であり、その故にこそ、ドイツ社会主義者たちの政党は第2インター期の指導政党となった。

だが、それにもかかわらず、長い歴史のレンジからこの野蛮な時代をみると、この時代は未だ初発的で素朴な時期であったということができよう。この弾圧法は、後世に出た多くのその亜流と比較するならば、まだそれなりに素朴であった。そのような嚆矢であった点に、本法の特徴はあった。

ゴーロ・マンは、この法律が「ビスマルクと時代精神の妥協」の所産であったために、党自体や党の行う選挙戦そのものを禁止することができず、その組織・機関紙・集会の弾圧を可能にただけだったので、結果として「実になまぬるい措置だった」と述べている。言葉を返せば、彼のいう「自由主義的でヒューマンな時代精神」が当時のドイツには未だ根強かったことを、それは意味しようか。

また東独の史家D・フリッケは、社会主義者鎮圧法に対するドイツ労働者たちの戦いは極めて困難で堅固なものではあったけれども、他の諸国やその後のドイツ史の中での階級対立に比すれば、未だそれほど険阻でも複雑なものでもなく、とりわけ社会民主党の指導者たちが社会主義者鎮圧法時代と同様に考えてヒトラーのファシズムの危険性を「甘く見すぎてしまった」1933—45年の時代と比較すれば、未だかなり初発的な時代であったと述べている。彼は社会主義者鎮圧法闘争の意味を決して過少評価すべきでないとしながらも、この闘争は「自由競争の原理に基づく資本主義の完全な発展と独占資本主義への移行の時代(1871—19世紀末)」に特有な闘争だったと見ている。

この点については、アメリカの史家リトケにも同様な論旨が見られる。彼も、この弾圧法は、多くの点で厳しい内容を含んでいたが、20世紀の全体主義国家とりわけナチス・ドイツでその後用いられた仮借のない弾圧政策の理不尽さと対比するならば、未だマイルドなものであったと述べる。これらの史家の言は、われわれが社会主義者鎮圧法の史的意義を総括する場合に、重要な手掛りとなる。

第3の問題は、この法律の制定を契機として、自由主義者や社会主義者を含むドイツ国民の広範な連合の可

能性がくずれ、自由主義政党の解党や分解が相次いだ結果、国民の期待は却って社会主義者たちの闘争に寄せられるに到ったことである。周知のように、社会主義労働者党の総選挙での得票は、鎮圧法時代にふえ続けた。それとは対照的に、保守勢力との妥協的なブロックによって社会主義者鎮圧法を通過させた国民自由党は、この無理な妥協が遠因となって、翌年には崩壊するに到るのである。「彼らは自らの投票によってその内的な結合が依拠していた共通の信念という基盤を自ら破壊したのだ」と、ガルは新著の中で述べている。彼も言うように、左派に対する憎悪という共通の感情は、確かに統合力としては作用したが、政治的には、幾多の結果を招来する大失策であったことが、やがて明らかとなった。国民自由党が明確な将来展望もなしに、唯利益に走った結果が、凋落にとつながったというべきだろう。この党は、翌1879年3月末には、右派32名、中間派42名、左派28名の寄合い世帯であったが、数カ月後に保護関税問題がおこると、シャウスやフェルクの指導する保護貿易推進派（右派）と左派との対立が深刻となり、やがてそれがこの党を分解させて行く。

既にくり返して述べてきたように、労働運動を例外法によって弾圧することへの政策転換は、工業製品と農産物とのための保護関税引き上げ政策と密接に結びついていた。関税利害の共通性は、大ブルジョワジーの反動的な部分とユンカーとの提携を、新しい局面に立たせることとなった。保護関税政策は、独占の形成を促進し、自由競争の原理に基づく資本主義の独占資本主義への移行を可能にしたからである。

このような新しい局面にあって、他ならぬ国民福祉のために先駆的な道をきりひらいて行く党は、社会主義者の党でなければならなかった。10月21日公布施行されることとなった社会主義者鎮圧法の下で、かれらの孤独な戦いが続けられることになるのである。